

総社市告示第26号

総社市延長保育事業の実施及び促進に関する要綱（平成17年総社市告示第31号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）存在しない場合には、当該移動項（「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>保育所に通所中の児童及び認定こども園に通園中の教育及び保育時間相当利用児（以下「児童」という。）の保育時間の延長に対する需要に対応するため、延長保育事業（以下「延長保育」という。）の実施及び促進のために必要な事項を定め、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p> <p>(延長保育の対象児童等)</p> <p>第2条 延長保育は、保護者の就労形態、通勤時間等やむを得ない事情により、<u>保育時間を延長する必要があると認められる児童を対象として保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）において実施するものとする。</u></p> <p>2 <u>子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条に規定する1月当たり平均200時間を超え275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の児童は、保育標準時間認定児（以下「標準時間児」という。）とし、1月当たり平均48時間から200時間まで（1日あたり8時間までに限る。）の保育必要量の児童は、保育短時間認定児（以下「短時間児」という。）とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、保育所に通所中の児童（以下「児童」という。）の保育時間の延長に対する需要に対応するため、延長保育事業（以下「延長保育」という。）の実施及び促進のために必要な事項を定め、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(延長保育の対象児童等)</p> <p>第2条 延長保育は、保護者の就労形態、通勤時間等やむを得ない事情により、保育時間を延長する必要があると認められる児童を対象として保育所において実施するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(延長保育の内容)</p> <p>第3条 延長保育の内容等は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 保育の延長時間は、標準時間児にあつては、<u>午後6時から午後7時まで、短時間児にあつては、午前7時から午前8時まで及び午後4時から午後7時までとすること。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(延長保育の利用手続)</p> <p>第4条 延長保育を利用しようとする者は、当該児童が通所する保育所等に、あらかじめ延長保育の申込みをしなければならない。</p> <p>(停止届)</p> <p>第5条 延長保育を利用する必要がなくなった児童の保護者は、利用を停止しようとする月の前月末日までに、延長保育の利用を停止する旨を保育所等に届出なければならない。</p> <p>(利用の中止)</p> <p>第6条 保育所等は、児童又はその保護者が指示に従わない場合、その他延長保育を実施する上で支障があると認めた場合は、当該延長保育の利用を中止することができる。</p>	<p>(延長保育の内容)</p> <p>第3条 延長保育の内容等は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 保育の延長時間は、<u>11時間の開所時間の後の時間においておおむね1時間とすること。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(延長保育の利用手続)</p> <p>第4条 延長保育を利用しようとする者は、当該児童が通所する保育所に、あらかじめ延長保育の申込みをしなければならない。</p> <p><u>2 前項の申込みがあつた場合、保育所は申込書の内容を確認することによって利用許可したものとみなす。</u></p> <p>(停止届)</p> <p>第5条 延長保育を利用する必要がなくなった児童の保護者は、利用を停止しようとする月の前月末日までに、延長保育の利用を停止する旨を保育所に届出なければならない。</p> <p>(利用の中止)</p> <p>第6条 保育所は、児童又はその保護者が指示に従わない場合、その他延長保育を実施する上で支障があると認めた場合は、当該延長保育の利用を中止することができる。</p>

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。